

## 「使い捨てをなくす」労働者派遣法の改正を求める意見書

政府が今国会に提出する労働者派遣法改正法案は「労働者をモノのように「使い捨て」にした状態を一日も早くなくしてほしい」との願いを真剣に受けとめたとは思えないものである。

法案の作成に当たって、厚労省には、「これでは使い捨てはなくなる」と批判されていた労政審答申の、大穴をふさぐことが求められていた。

中でも求められたのは、製造業派遣の「原則禁止」である。法案は、派遣元に「常時雇用する労働者」を除くとしている。「常時雇用（常用型）」は雇用の安定性があるというのが理由であるが、実態は2カ月などの短期雇用を反復して1年を超えている、あるいはその見込みがあれば「常用型」というのが厚労省の解釈である。

「常用型」派遣は「派遣切り」のときも、もともと不安定な「登録型」と同じように解雇された。賃金も年収300万円未満が57.5%である。典型的な低賃金、不安定雇用である。これを禁止の対象外にするなら、「登録型」をみんな短期契約の「常用型」に切りかえれば、これまで同様に大っぴらに使い捨てできることになる。これでは「原則容認」である。製造業派遣は全面禁止すべきである。

登録型派遣の「原則禁止」も問題である。専門的な知識、技術、経験を必要とする業務（専門26業務）を禁止の対象外にしている。専門26業務の中には、電子計算機やタイプライターを操作する「事務用機器操作」など、今では一般業務としかいえないものがある。専門業務として扱えば3年の派遣期間制限を逃れることができるので、100万人といわれる専門26業務で働いている労働者のうち、「事務用機器操作」が45万人という圧倒的な数である。鳩山首相も「そのままにしておいていいのか、しっかり検討する必要がある」と国会答弁をしている。専門26業務が大穴にならないように見直し、大幅に縮小すべきである。

しかもこの製造業派遣と登録型派遣の「原則禁止」の実施時期が、法案要綱では3年後、一部5年後になっていることは、余りにも財界の言いなりである。即刻実施に改めるべきである。

よって、本市議会は、政府に対し、実効性のある労働者派遣法の改正を求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月29日

三鷹市議会議長 田 中 順 子